

## 1 現行計画の評価

○「第2次千葉市DV防止・支援基本計画（平成28年～令和4年）」  
5つの基本方針、12つの施策の方向、34の施策に対して、53の具体的な取組みを実施。  
現行計画の取組内容についての評価及び次期計画への位置づけは、以下のとおり。

◇現行計画評価（取組内容についての評価）総括

施策数 34	自己評価区分	取組内容数	割合
取組内容数 53	概ね達成…○	51	96.2%
	未達成…△	2	3.8%
	未実施…×	0	0.0%

◇取組内容の次期計画への位置づけ

次期計画においては、	位置づけ区分	取組内容数	割合
1. 施策として概ね同様な内容にて実施する必要性あり	継続実施	51	96.2%
2. 内容を見直して施策を実施する必要性あり	検討実施	2	3.8%
3. 必要性、効果等が乏しいため次期計画では未実施	廃止	0	0.0%

## 2 国の動向

○DV防止法の一部改正（令和2年4月）  
・児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上にも明確化される。

○困難な問題をかける女性への支援に関する法律の制定  
（令和4年5月公布、令和6年4月施行）  
・「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点が明確に規定される。

## 3 実態調査結果

○「配偶者等における暴力に関する調査」（以下、配偶者等暴力調査）  
調査期間：R2.8 調査対象：市内20歳以上の男女3,000人

○「交際相手からの暴力（デートDV）についての意識・実態アンケート調査」（以下、高校生調査）  
調査期間：R3.11～12 調査対象：市内高等学校生徒1,899人

調査項目	調査時点
1 どんな理由があろうと暴力は許されないと回答する者の割合	68.5%
2 暴力と考える割合(1)平手で打つ、足でける	86.9%
暴力と考える割合(2)なぐるふりをして、おどす	68.0%
暴力と考える割合(3)大声でどなる	65.9%
暴力と考える割合(4)交友関係や電話を細かく監視する	53.6%
暴力と考える割合(5)嫌がっているのに性的な行為を強要する	86.0%
暴力と考える割合(6)生活に必要なお金を渡さない	69.2%
3 配偶者等からの暴力の相談窓口を知っている者の割合	42.0%
4 DV被害にあった際に、どこ(だれ)にも相談しなかった人の割合	45.5%
5 「デートDV」という言葉を知っている高校生の割合	71.4%
6 「デートDV」という言葉も内容も知っている高校生の割合	33.8%

## 4 基本理念

**DVの根絶** 一人ひとりが互いを尊重し、信頼しあえる関係のもと、全ての市民が、暴力の無い安心した生活を送れる社会を目指す。

## 5 基本目標と施策の方向性

### 基本目標Ⅰ 暴力根絶と人権尊重のための啓発・教育の推進

・DV防止法や高校生の「デートDV」の認知度について、その内容まで知っている割合はどちらも半数にも満たない状況や、「どんな理由があろうと、暴力は許されないと回答した割合が7割に満たず、暴力の内容により認識に差がある。」  
・高校生調査から、学校での人権教育や性教育、DV予防教育が求められており、国も幼児期からの教育の必要性を示している。

【施策の方向性】①幅広い対象者への多様な手段で広報・周知  
②被害者にも加害者にもさせないための若年層からの教育の推進

### 基本目標Ⅱ 多様な相談体制等の充実

・相談窓口の認知度が未だに低く、DV被害にあっても相談することの動機づけが十分ではなく、相談につながっていないことが考えられる。  
・近年、相談者の年齢や性別、国籍、障がいの有無等、家庭をめぐる状況や背景が多様化している。

【施策の方向性】①相談窓口の周知の強化  
②多様な相談者のニーズに対応した相談体制の整備

### 基本目標Ⅲ 被害者・子どもの安全確保の徹底

・DVから逃れてきた被害者やその子どもたちについて、生命・身体を危険から守り、安全を確保することは、何よりも優先すべき取組みである  
・DVと児童虐待が相互に重複して発生している事案があるため、DV対応、児童虐待対応を行う関係機関の相互連携を強化する必要がある。  
・被害者への支援だけでなく、一時保護中の子どもへの支援も充実させる必要がある

【施策の方向性】①一時保護体制の強化 ②児童虐待対応との連携強化

### 基本目標Ⅳ 被害者・子どものケアと生活再建の支援

・DV被害者の自立のために、生活資金や住居の確保、子どもの通学・通園などの早急な対応、離婚や就職など中期的な対応、被害者や子どもの心身のケアなどの長期的な対応について、切れ目なく支援していく必要がある。  
・配偶者等暴力調査でも、暴力の影響から回復できるように、精神的・心理的支援をすることや、暴力にさらされて育った子どもケアを行うことが求められている。

【施策の方向性】①被害者の生活再建の推進 ②被害者の長期的な精神的ケア ③子どもの心のケア

### 基本目標Ⅴ 施策推進のための連携協力、体制整備

・被害者等の早期発見や適切な保護等を図るためには、関係機関等とのさらなる連携体制の強化が必要である。  
・相談件数は増加傾向にあり、その相談内容も複合化してきていることから、庁内外の支援者となりうる者の資質向上やスムーズに連携を図るための体制づくりが必要である。  
・配偶者等暴力調査の中で、加害者への罰則強化や教育を求める声が半数以上あり、加害者教育や加害者相談の体制構築に向けた動向把握・情報収集を行っていくことが必要である。

【施策の方向性】①関係職員の資質向上 ②複雑化している相談に対応するための連携強化  
③加害者対策のための調査研究

## 6 新たな数値目標案 【資料2-3】参照